

南幌町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及びその他の法律に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱における用語の意義は、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）の例による。

(事業の種類及び内容)

**第3条** 総合事業の種類及び内容は、別表1のとおりとする。

(対象者)

**第4条** 総合事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する被保険者とする。

- (1) 居宅要支援被保険者
- (2) 省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める基本チェックリストの記入内容が事業対象基準に該当する第1号被保険者（以下「事業対象者」という。）

2 この要綱において、一般介護予防事業の対象者とは、全ての第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(総合事業の実施方法)

**第5条** 総合事業は、町が直接実施するほか、次の各号のいずれかの方法により実施するものとする。

- (1) 法第115条の45の3第1項の規定による指定事業者（以下「指定事業者」という。）により実施する方法
- (2) 省令第140条の69に定める基準に適合する者に委託して実施する方法
- (3) 省令第140条の62の3第1項第2号の規定による補助により実施する方法

(第1号事業に要する費用の額)

**第6条** 第1号事業に要する費用の額は、別表2に掲げる単位数に同表に掲げる単価を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により算定した場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(第1号事業支給費の額)

**第7条** 指定事業者に支給する第1号事業支給費の額は、前条の規定により算定された第1号事業に要する費用の額の100分の90に相当する額とする。

2 法第59条の2に規定する政令で定める額以上である者に係る第1号事業支給費について前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

3 法第69条の規定により給付額減額等の記載を受けている者に係る第1号事業支給費について第1項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(利用料)

**第8条** 法第115条の45第5項の規定による総合事業を利用した場合における利用料は、別表3に掲げる事業の種類ごとに、同表に掲げる利用料を負担するものとする。

2 総合事業を利用する際に実費が生じるときは、その費用は利用者の負担とする。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。

3 第1項の利用料は、総合事業を実施する事業者が徴収する。

(給付管理)

**第9条** 居宅要支援被保険者が総合事業を利用する場合には、予防給付の支給限度額の範囲内で予防給付と総合事業（指定事業者のサービスに限る。）を一体的に給付管理するものとする。

2 事業対象者については、指定事業者が提供するサービスを利用する場合に限って、要支援認定区分が要支援1の予防給付の支給限度額の範囲内で給付管理を行う。ただし、町長が特に必要と認める場合は、要支援2の限度額を上限とすることができるものとする。

(高額介護予防サービス費相当事業)

**第10条** 町長は、総合事業によるサービス利用に係る利用者負担の家計に与える影響を考慮し、法第61条に規定する高額介護予防サービス費の支給に相当する事業（以下「高額介護予防サービス費相当事業」という。）を実施するものとする。

2 前項の支給額の算定は、居宅要支援被保険者が受けた総合事業に係る利用者負担額と、当該被保険者と同一世帯に属する者の総合事業以外の法に基づく保険給付に係る利用者負担額の1月の

合計額が、令第29条の2の2に規定する上限額を超えるときに、法第51条又は第61条に規定する高額介護サービス費の額を算定した後に、高額介護予防サービス費相当事業の支給額を算定する方法により行うものとする。

(高額医療合算介護予防サービス費相当事業)

**第11条** 町長は、総合事業によるサービス利用に係る利用者負担及び医療保険給付に係る自己負担額の家計に与える影響を考慮し、法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する事業（以下「高額医療合算介護予防サービス費相当事業」という。）を実施するものとする。

2 前項の支給額の算定は、居宅要支援被保険者が受けた総合事業に係る利用者負担額と、当該被保険者と同一世帯に属する者の総合事業以外の法に基づく保険給付に係る自己負担額及び医療保険給付に係る自己負担額の1年間の合計額が、令第29条の3に規定する上限額を超えるときに、法第51条の2又は第61条の2に規定する高額医療合算介護サービス費の額を算定した後に、高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給額を算定する方法により行うものとする。

(保険給付の一部差止)

**第12条** 町長は、総合事業による給付を受ける第1号被保険者である居宅要支援被保険者等が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から1年6月が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、特別の事情があると認める場合を除き、第1号事業支給費の全部または一部の支払を一時差し止めることができる。

(秘密保持等)

**第13条** 総合事業に従事する者及び従事していた者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 第5条第1項の規定に基づき実施する者（以下「事業者」という。）は、当該事業所の従事者及び従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

**第14条** 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償

を速やかに行わなければならない。

(介護予防ケアマネジメントの実施等)

**第15条** 介護予防ケアマネジメントの実施については、町長が別に定める。

(一般介護予防事業の実施等)

**第16条** 一般介護予防事業の実施については、町長が別に定める。

(その他)

**第17条** この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の施行日前においても介護予防・日常生活支援総合事業に関し必要な手続きを行うことができる。

**別表 1** (第3条関係)

事業の種類		事業内容
介護 予 防・生 活支 援サ ービ ス事 業	(第1号事業) 介護予防訪問介護相当サービス	訪問介護員による身体介護・生活援助を行う。
	(訪問型サービスB) 住民主体によるサービス	調理、掃除、洗濯、その他生活支援に資する軽度な日常生活上の支援を行う。
	(第1号事業) 介護予防通所介護相当サービス	通所介護施設で必要な日常生活上の支援を行う。(通所介護と同様のサービスを行う。)
	(通所型サービスA) 緩和基準によるサービス	閉じこもり及び認知症発症リスクの高い対象者に対し、社会参加及び交流を目的としたサービスを行う。
	介護予防ケアマネジメント	介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて適切なサービスが包括的に提供されるよう必要な援助を行う。
一般 介護 予防	介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。

事業	介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う。
	地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。
	一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。
	地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

別表2（第6条関係）

事業の種類	単位数	単価	
介護予防訪問介護相当サービス	地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「国通知」という。）別添1の1に掲げる単位数	厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）の規定により、10円に南幌町の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。	
介護予防通所介護相当サービス	国通知別添1の2に掲げる単位数	単価告示の規定により、10円に南幌町の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。	
緩和基準によるサービス （通所型サービスA）	（1時間30分以上3時間未満の実施）		
	送迎なし		324単位／回
	送迎あり		364単位／回
	（3時間以上の実施）		
	送迎なし		343単位／回
	送迎あり	383単位／回	

別表3（第8条関係）

サービスの種類	利用料
介護 （第1号事業）	第6条の規定による第1号事業に要する費用の額から、

予 防・生	介護予防訪問介護相当サービス	第7条の規定により支給される第1号事業支給費の額 を控除した額
活支 援サ ービ ス事 業	(訪問型サービスB) 住民主体によるサービス	200円/時間/回
	(第1号事業) 介護予防通所介護相当サービス	第6条の規定による第1号事業に要する費用の額から、 第7条の規定により支給される第1号事業支給費の額 を控除した額
	(通所型サービスA) 緩和基準によるサービス	第7条の規定により支給される第1号事業支給費の額 を控除した額
	介護予防ケアマネジメント	無料
一般 介護 予防 事業	介護予防把握事業	無料
	介護予防普及啓発事業	
	地域介護予防活動支援事業	
	一般介護予防事業評価事業	
	地域リハビリテーション活動支 援事業	